一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会 家族性腫瘍コーディネーターの称号既得者に対する移行措置に関して

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会(以下、日本遺伝性腫瘍学会という)はがん医療に関 わる腫瘍学と遺伝学に精通し、遺伝性腫瘍診療およびがんゲノム医療において、患者・家 族が適切な医療が受けられるに支援することができる人材の養成、遺伝性腫瘍に関する知 識の普及と医療活動の向上を目的に、遺伝性腫瘍コーディネーターを認定する。

遺伝性腫瘍コーディネーター・家族性カウンセラー制度小委員会(以下、HTC/FTC 制度 小委員会)では、新制度への円滑な移行ができるよう、すでに家族性腫瘍コーディネータ 一の称号を取得している者に対して、下記の通り3年間、書類審査のみによる認定を行 う。

1. 移行措置が適用される対象者

2019年6月末までに家族性腫瘍コーディネーターの称号を付与された者。

2. 移行措置が適用される期間

2019年度(2019年6月)より2021年度(2022年3月末日)まで。

3. 移行措置に基づいた申請手続

遺伝性腫瘍コーディネーターへの移行措置を希望する者は、次の各号に掲げる書類 に所定の手数料を添えて、制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 遺伝性腫瘍コーディネーター (移行措置) 申請書 (書式①)
- (2) 履歴書(書式②)
- (3) 家族性腫瘍コーディネーターの称号証書写し(書式③)
- (4) 本学会が主催する遺伝性腫瘍セミナー受講修了証(2019年度以降のものに限る) (書式④)
- (5) 遺伝性腫瘍(がんゲノム医療を一部含んでもよい)の臨床に関連した経験症例概 要計5例症例(陪席経験も含む)(書式⑤)
- (6) 審査料(5,000円の振込を証明する書類:振込証書のコピー等)(書式⑥)

4. 遺伝性腫瘍コーディネーターの認定について

HTC/FTC 制度小委員会において審議し、遺伝性腫瘍コーディネーターとしてふさ わしいと認めた者を日本遺伝性腫瘍学会理事会に推薦し、日本遺伝性腫瘍学会理事 長が遺伝性腫瘍コーディネーターに認定する。認定期間は5年間とする。

5. 遺伝性腫瘍コーディネーター認定等に必要な手数料

*一旦受領した費用は返還しない。

遺伝性腫瘍コーディネーターの認定等に要する費用は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 遺伝性腫瘍コーディネーター審査料
- 5,000円(5年間分)
- (2) 遺伝性腫瘍コーディネーター登録手数料 10,000 円 (5年間分)